

岩手、昭63不2、平元.11.4

命 令 書

申 立 人 国鉄労働組合盛岡地方本部

被申立人 東日本旅客鉄道株式会社

主 文

被申立人は、申立人に対し、本件命令書交付の日から7日以内に、下記文書を手交しなければならない。

記

年 月 日

国鉄労働組合盛岡地方本部
執行委員長 A1 殿

東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役 B1

当社盛岡支店の盛岡第一電力区長、盛岡第二電力区長及び盛岡第二電力区技術助役が、貴組合員らに対し、貴組合から脱退するように働きかけたことは、今般岩手県地方労働委員会において、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると認定されましたので、今後このような行為を繰り返さないことを誓約いたします。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

(1) 被申立人東日本旅客鉄道株式会社（以下「会社」という。）は、昭和62年4月1日、日本国有鉄道改革法に基づき、日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）が経営していた旅客鉄道事業のうち、本州の東日本地域における事業を承継して設立された会社で、肩書地に本社を置き、本件申立て当時の従業員数は、約8万3,000名である。

会社は、支店の一つとして盛岡支店（以下「支店」という。）を設け、その下に現業機関として、駅、車掌区、電力区、保線区、運転所等を置いている。支店の事業区域は、岩手県全域並びに青森県、秋田県及び宮城県の一部であり、旧日本国有鉄道盛岡鉄道管理局（以下「盛鉄管理局」という。）の事業区域と同じである。

(2) 申立人国鉄労働組合盛岡地方本部は、申立外国鉄労働組合（以下「国労」という。）及びその下部組織である申立外国鉄労働組合東日本本部の下部組織で、会社の事業区域のうち、岩手県及び青森県を中心とする地域で勤務する者等で組織する労働組合であり、本件申立当時の組合員数

は、約2,600名である。

- (3) 会社には、他に、東日本旅客鉄道労働組合（以下「東鉄労」という。）、東日本鉄道産業労働組合等の労働組合がある。

2 本件に関連する労使事情

(1) 会社幹部の発言

ア 昭和62年4月1日に会社は発足したが、会社のB2常務は、同年5月25日、昭和62年度経営計画の考え方等説明会において、労務政策に関し、「職場管理も労務管理も3月までと同じ考えであり、手を抜くとか卒業したとかという考えは毛頭持っていない。とくに東日本の場合は従来と中身は少しも変わっていないのだから。2か月経ったから遠慮なく申すが、もう我慢できない。非常に危険な状態になっている。当分は立上って闘う必要がある。」、「制度をいくらよくしても社員管理ができなければ意味がない。会社にとって必要な社員、必要でない社員のしゅん別は絶対に必要なのだ。会社の方針派と反対派が存在する限り、とくに東日本は別格だが、おだやかな労務政策をとる考えはない。反対派はしゅん別し断固として排除する。等距離外交など考えてもいない。処分、注意、処分、注意をくりかえし、それでも直らない場合は解雇する。人間を正しい方向へ向ける会社の努力が必要だ。」などと述べた。

イ また、同年8月に開かれた東鉄労の大会において、会社のB1社長は、「今後も皆さん方と手を携えてやっていきたいと思いますが、そのための形としては一企業一組合というのが望ましいということはいうまでもありません。残念なことは、今一企業一組合という姿でなく東鉄労以外にも二つの組合があり、その中には今なお民営分割反対を叫んでいる時代錯誤の組合もあります。」、「このような人達がまだ残っているということは会社の将来にとって非常に残念なことです。この人たちはいわば迷える小羊だと思います。皆さんにお願いしたいのは、このような迷える小羊を救ってやって頂きたい、皆さんがこういう人達に呼びかけ、話し合い、説得し、皆さんの仲間に迎え入れて頂きたいということで、名実共に東鉄労が当社における一企業一組合になるようご援助頂くことを期待する。」などと挨拶をした。

(2) 支店幹部の発言

ア 昭和63年1月頃、支店のB3次長は、地域間異動の会議の際などに、「ダダをこねた者が最後に本務ではダメだ。国労以外ならどこでも良い。」、「生首では切らないが、徹底して国労と他組合との差を付けろ。」、「意識改革問題も考慮し五月雨式に随時、異動を実施していく。」、「ターゲットを決め、徹底してやれ。」、「助役全員1人以上の脱落者を決め、書いて出せ。」などと述べた。

イ 昭和63年1月6日、支店における地域間異動についての打合会において、B4支店長は、「2月1日以降地域間異動のみならず大々的な

人事異動を実施する。」旨述べた。

ウ 前記打合会後の運転分科会において、支店運輸課長は、意識改革の推進が急務であり、各区所とも強力に進めるとともに、後補充者について同様に進めるよう指示し、質疑の中で、八戸運転所から「今日付で1名東鉄労加入、突破口とする。」旨の報告がなされた。

エ 昭和62年11月頃から昭和63年1月頃にかけての支店一関保線区の管理者の打合会において、「不当労働行為は、恐れるな。時間外、職場外が原則」、「会社側に弓を引いているものには、いい顔はできない。」「国労にいたのでは幸せにはなれない。徹底的に闘うこと。」などが話し合われていた。

3 本件の具体的事実

(1) 電力区の業務内容等

ア 盛岡第一電力区

支店の盛岡第一電力区（以下「第一電力区」という。）は、盛鉄管理局盛岡電力区が昭和60年5月の組織改正により第一及び第二等に分かれた際と同盛岡第一電力区をその前身として、電気関係の、①設備保全（東北本線の石鳥谷－盛岡間）、②指令（支店全域）、③直轄工事（第一電力区及び支店盛岡第二電力区管内）の業務を担当しており、当時、区長及び助役14名の外53名の社員が配置されていた。

第一電力区には、本区（通称）、主任室及び指令室があり、本区は新幹線の高架下に、主任室は本区から直線距離で500メートル程離れた場所にある。本区には区長の外、首席助役、事務係及び直轄工事グループが、主任室には、技術助役及び主任以下の保全グループが勤務していた。

なお、盛岡電力区時代は、同区に所属する職員のほとんどが国労組合員であったが、会社発足時には6～7割となり、昭和63年1月時点では、本件のA2を含む23名となった。

イ 盛岡第二電力区

支店の盛岡第二電力区（以下「第二電力区」という。）は、上記盛鉄管理局盛岡第二電力区をその前身として、電気設備の保全業務（①東北新幹線の新花巻－盛岡間、②東北本線の盛岡－好摩間、③田沢湖線の盛岡－田沢湖間、④山田線の盛岡－釜石間、⑤岩泉線全線）を担当していた。

第二電力区には、本区（通称）と新幹線主任室があり、それぞれ新幹線の高架下にあって、800メートル程離れていた。本区には、区長、助役2名の外、事務係及び在来線の保全グループとして13名の社員が、新幹線主任室には、本件のB5技術助役の外、新幹線の保全グループとして11名の社員が配置されていた。

なお、第二電力区では、国鉄時代から、国労脱退者が相次ぎ、昭和63年1月時点では、本区の国労組合員は本件のA3を含む7名に、新幹

線主任室の国労組合員は本件のA 4及びA 5を含む3名となった。

(2) 区長及び助役の経歴等

ア B 6 第一電力区長

B 6 第一電力区長（以下「B 6 区長」という。）は、昭和42年4月に国鉄に入社、電気工事関係の職を歴任し、昭和57年4月から仙台鉄道管理局福島電力区長を務めた後、昭和60年4月盛鉄管理局盛岡電力区長、昭和60年5月の組織改正により、同盛岡第一電力区長となり、会社発足時から昭和63年3月本社に転勤になるまで、第一電力区長の職にあった。

本件のA 2は、B 6 区長の部下であり、A 5も昭和60年4月から昭和62年3月までの間、同区長の部下であった。

イ B 7 第二電力区長

B 7 第二電力区長（以下「B 7 区長」という。）は、昭和37年5月に国鉄に入社し、電力区関係の職を歴任、昭和60年6月から約2年間新生電業株式会社へ派遣され、その後昭和62年2月に盛鉄管理局盛岡第二電力区長となり、会社発足により、第二電力区長となった。

本件のA 5、A 4及びA 3は、B 7 区長の部下であった。

なお、B 7 区長は、昭和62年8月、東鉄労盛岡地方本部の副執行委員長に就任した。

ウ B 5 第二電力区技術助役

B 5 第二電力区技術助役（以下「B 5 助役」という。）は、昭和40年3月に国鉄に入社し、電力区関係の職を歴任、昭和60年5月盛岡新幹線電力指令室電力指令当直長、昭和62年3月に盛鉄管理局盛岡第二電力区技術助役、会社発足により第二電力区技術助役となり、主として新幹線主任室に勤務している。

本件のA 5、A 4はB 5 助役の部下であり、また、同助役は、東鉄労組合員であった。

(3) A 5 に対する発言等

ア A 5 の経歴

A 5（以下「A 5」という。）は、昭和53年8月に国鉄に入社し、盛鉄管理局青森電力区、同盛岡電力区を経て、昭和60年5月の組織改正により、同盛岡第一電力区に勤務することとなり、その後、昭和62年3月に同盛岡第二電力区に移り、会社発足により、第二電力区新幹線主任室の電気係となった。

A 5は、昭和54年2月1日、国労に加入、昭和62年11月7日、国労を脱退して東鉄労に加入したが、同年12月18日に国労に再加入した。

イ B 6 区長の発言

昭和62年12月21日午後1時頃、B 6 区長は、第二電力区新幹線主任室で勤務中のA 5に電話をかけ、30分近くにわたって、「お前は、一体何を考えているのだ。お前のようなやつは、この会社ではいけない。

ととと自分で仕事を見つけて会社を辞めろ。」「もう1回考え直してみろ。」などと強い口調で述べた。

なお、B6区長がA5に電話をしたのは、これが初めてであった。

ウ B7区長の発言

昭和62年12月21日午後1時30分頃、B7区長は、上記イのB6区長の電話が終わるのを待って、第二電力区新幹線主任室の休憩室でA5と面談し、「第一の区長が言ったことは本当だ。これから先、国労にいても何にもいいことはない。あなたは一生を棒にふる気か。転勤もランクアップも思う通りにならないよ。」などと述べた。

エ B5助役の発言

昭和63年1月8日午前8時40分頃、B5助役は、第二電力区新幹線主任室で勤務中のA5に対し、「今コマ動かしをしている。今まで電気で仕事をしてきて、駅なんかに行ってもいいのか。そのへんをよく考えてみる。1月18日までに返事をしろ。」などと述べた。

同月18日朝、A5はB5助役に回答を求められ、国労を辞める気がない旨答えた。

オ B7区長の行動

昭和63年2月10日午後1時頃、B7区長は、新幹線主任室へ巡回し、40分ないし50分管理表をチェックした後、1階倉庫に降り、A5と発生品整理を行っていたC1主任に対し、発生品を品種別に整理するよう指示し、再び新幹線主任室に戻った。本区には、午後3時過ぎ頃戻った。

カ 盛岡駅への発令

A5は、地域間異動における営業系統の後補充として、昭和63年2月11日の事前通知により、同月20日付で盛岡駅兼務を命じられ、同駅新幹線ホームにある直営店「ジャスター」で勤務することとなった。

なお、同年4月5日には兼務発令が解かれ、盛岡駅営業係となり、引き続き「ジャスター」で勤務している。

(4) A4に対する発言等

ア A4の経歴

A4（以下「A4」という。）は、昭和53年8月に国鉄に入社し、当初、盛鉄管理局盛岡電力区に、次いで昭和60年5月の組織改正により、同盛岡第二電力区に勤務してきた電気関係の技術者であり、会社発足により、第二電力区新幹線主任室の電気係となった。

A4は、昭和54年2月1日、国労に加入、昭和61年11月28日、国労を脱退して鉄道労働組合（東鉄労の前身の一つ）に加入したが、昭和62年10月29日に東鉄労を脱退し、国労に再加入した。

イ B7区長の発言

昭和62年11月23日、B7区長は、当日休みであったが、午前10時55分頃、新幹線主任室に私服で立ち寄り、勤務中のA4に対し、「国労

にかわったけれども、また東鉄労に戻る気はないか。」「1月1日を目標に君達を東鉄労に入れる。」などと述べた。

ウ B 5 助役の発言

昭和62年12月19日午前9時頃、B 5 助役は、第二電力区新幹線主任室で勤務中のA 4 に対し、「会社の方針にそってやっているかどうか厳しい目で見ている。」「戻って、みんなと一緒にやってほしい。」「それらを考えていないのか。」「じっくり考えてほしい。」などと述べた。

エ 盛岡駅への発令

A 4 は、A 5 と同様、昭和63年2月20日付で盛岡駅兼務を命じられ、同駅新幹線ホームにある直営店「ジャスター」で勤務することとなった。

なお、同年4月5日には兼務発令が解かれ、盛岡駅営業係となり、引き続き「ジャスター」で勤務している。

(5) A 3 に対する B 7 区長の発言等

ア A 3 の経歴

A 3 (以下「A 3」という。)は、昭和56年9月に国鉄に入社し、当初盛鉄管理局盛岡電力区に、次いで昭和60年5月の組織改正により、同盛岡第二電力区に勤務してきた電気関係の技術者であり、会社発足により、第二電力区本区の電気係となった。

なお、A 3 は、昭和56年10月6日、国労に加入し、現在に至っている。

イ B 7 区長の発言等

(ア) A 3 は、昭和62年8月末に、盛岡第一寮からB 7 区長が住んでいたJR中川寮に移った。昭和62年12月28日午後10時頃、B 7 区長は、寮の近くの飲食店「胡桃」にA 3 を誘い、カウンターの隅で飲酒をしながら、「なぜ国労にいるのか。友人関係か。」「10年後のことなどを考えたことがあるか。」「みんなが考える気がないなら、来春はみんな飛ばすつもりでいる。もう腹をくくっている。」「私は、組合員であって管理者でもあるので、苦しい立場にある。」「労金から金を借りようとしているのを知っている。あまり金を借りない方がよいのではないか。」「分会長の事も知っている。」「彼は意地でやっているようなものだ。最後まではやれないだろう。」「君も来春までに考えないなら、青森かどこかに飛ばすつもりだ。」「もう国労はつぶれるだろう。」「私は、強制などしないから、もっと自分の事を考えてみた方がよいのではないか。」「私にはなんでも耳に入る。」などと述べた。

「胡桃」では、B 7 区長は焼酎、A 3 はビールを飲んだが、B 7 区長は、まだビールを飲み残していたA 3 をおいて午後10時35分頃に帰った。

なお、A 3 が、B 7 区長から飲み誘われたのは、これが初めて

であった。

- (イ) 昭和62年12月29日午後零時35分頃、B7区長は、第二電力区の本区において、A3に対し、「労金から金を借りることにしたのか。もっと別の所から借りられないのか。」「労金から借りることになったら、組合をかわることができなくなるのではないか。」などと述べた。

なお、同日午後4時50分頃、A3は第二電力区OA室で同区のC2主任（以下「C2主任」という。）から、「おらほの区長は、もう青森に飛ばすとか言っているぞ。」「青森の区長は、今の区長よりもっとひどいから、行けば大変だぞ。青森の方に行ったら、もうこっちの方に戻って来ることはできない。」などと言われた。

- (ウ) 昭和63年1月7日午後2時35分頃、B7区長は、第二電力区の本区において、勤務中のA3に対し、「正月に家で考えてきたか。」「家族と相談してきたか。」「会社の方針になんでも反対する組合になぜいるのか。」「東鉄労がそんなに嫌いか、なぜ嫌いなのか。」「せめて今月いっぱい、国労だけは辞めてもらいたい。すぐ、東鉄労に入らなくてもいい、しばらくどこにも入らないで考えてみてもいい。」などと述べた。

B7区長が去った後、A3は、同席していたC2主任から、「第一の人達に、遠慮しているのか。」などと言われた。

なお、「第一の人達」とは、第一電力区の国労組合員のことである。

(6) A2に対するB6区長の発言等

ア A2の経歴

A2（以下「A2」という。）は、昭和54年4月に国鉄に入社し、当初盛鉄管理局盛岡電力区に、次いで昭和60年5月の組織改正により、同盛岡第一電力区に勤務してきた電気関係の技術者であり、会社発足により、第一電力区主任室の電気係となった。

なお、A2は、昭和54年9月、国労に加入し、現在に至っている。

イ B6区長の発言

昭和63年1月6日午前8時40分頃、B6区長は、第一電力区主任室で勤務中のA2に対し、「なぜ組合を辞める気にならない。」「組合を辞められないのは自分の意志じゃないだろう。それは、仲間意識や義理人情だけで、自分で会社の方針にまったく反対してやっている訳じゃないだろう。はっきりした意志をもっているなら、後は言う事はないが。」「このようなことをやっていると、組合からいろいろ抵抗があるだろうが、自分はそんなことは全然怖いと考えていない。覚悟は決めているつもりだ。」「国労組合員の業務中のミスなどは、徹底的に規則に照らし合わせて、厳しく処分していく。」「このように何回も足を運んできても、望むような結果がでないと、それなりに覚悟し

てもらおう。ばかな頭をもった人には、遠くへ行ってもらって、少し頭を冷やしてもらわなくてはならない。」「会社の経営方針が合わなければ、辞めて他の会社に行ってもらわなければならない。」「主任室にいれば、辞めることは簡単だろう。」「組合に残り続けても、長い間に他の組合員といろいろな面で大きな差がついてしまう。」などと述べた。

第2 判 断

1 当事者の主張

(1) 申立人の主張要旨

ア A5に対する発言

(ア) B6区長は、昭和62年12月21日午後1時頃から同1時30分頃にかけて、第二電力区新幹線主任室で勤務中のA5に電話をかけ、「お前は一体何を考えているのだ。お前のようなやつは、この会社ではいない。とっとと自分で仕事を見つけて会社を辞めろ。」などと国労に再加入したことを口実に退職を強要し、A5が国労から脱退するよう働きかけた。

(イ) B7区長は、上記(ア)のB6区長の電話が終わるや同主任室で、A5に対し、「第一の区長が言ったことは本当だ。これから先、国労にいても何にもいいことはない。あなたは一生を棒にふる気か。転勤もランクアップも思う通りにはならないよ。」という趣旨の発言を繰り返し、A5が国労から脱退するよう働きかけた。

(ウ) B5助役は、昭和63年1月8日午前8時40分頃、新幹線主任室で勤務中のA5に対し、「今コマ動かしをしている。今まで電気の仕事をしてきて、駅なんかに行ってもいいのか。そのへんをよく考えてみる。1月18日までに返事をしろ。」と発言をし、A5が国労から脱退するよう働きかけた。

(エ) B7区長は、昭和63年2月10日午後1時50分頃、新幹線主任室で勤務中のA5に対し、「今月20日頃に盛岡駅勤務に、このままだと発令になる予定だ。事前通知も11～13の予定。現在2名を推薦している。」旨発言し、A5が国労から脱退するよう働きかけた。

イ A4に対する発言

(ア) B7区長は、昭和62年11月23日午前10時55分頃、第二電力区新幹線主任室で勤務中のA4に対し、「国労にかわったけれども、また東鉄労に戻る気はないか。」「1月1日を目標に君達を東鉄労に入れるつもりだ。」と発言し、A4が国労から脱退するよう働きかけた。

(イ) B5助役は、昭和62年12月19日午前9時頃、新幹線主任室で勤務中のA4に対し、「会社の方針にそってやっているかどうか厳しい目で見ている。」「戻って、みんなと一緒にやってほしい。」「それらを考えていないのか。」「じっくり考えてほしい。」旨の発言をし、A4が国労から脱退するよう働きかけた。

ウ A 3 に対する発言

(7) B 7 区長は、昭和62年12月28日午後10時頃、飲食店「胡桃」にA 3を誘い、飲酒をしながら「なぜ国労にいるのか。友人関係か。」「10年後のことなどを考えたことがあるか。」「みんなが考える気がないなら、来春はみんな飛ばすつもりでいる。もう腹をくくっている。」「私は、組合員であって管理者でもあるので、苦しい立場にある。」「労金から金を借りようとしているのを知っている。あまり金を借りない方がよいのではないか。」「分会長の事も知っている。」「彼は意地でやっているようなものだ。最後まではやれないだろう。」「君も来春までに考えないなら、青森かどこかに飛ばすつもりだ。」「もう国労はつぶれるだろう。」「私は、強制などしないから、もっと自分の事を考えてみた方がよいのではないか。」「私にはなんでも耳に入る。」などと発言し、A 3が国労から脱退するよう働きかけた。

(イ) B 7 区長は、翌29日午後零時35分過頃、第二電力区事務室において、A 3に対し、「労金から金を借りることにしたのか。もっと別の所から借りられないのか。」「労金から金を借りることになったら、組合をかわることができなくなるのではないか。」などと、前夜に引き続き国労を脱退するよう働きかけた。

(ウ) B 7 区長は、昭和63年1月7日午後2時35分頃、第二電力区事務室においてA 3に対し、「正月に家で考えてきたか。」「家族と相談してきたか。」「会社の方針になんでも反対する組合になぜいるのか。」「東鉄労がそんなに嫌いか、なぜ嫌いなのか。」「せめて今月いっぱい、国労だけは辞めてもらいたい。すぐ、東鉄労に入らなくてもいい、しばらくどこにも入らないで考えてみてもよい。」と発言し、同人が国労から脱退するよう執拗に働きかけた。

エ A 2 に対する発言

B 6 区長は、昭和63年1月6日午前8時40分頃、第一電力区主任室で勤務中のA 2に対し、「なぜ組合を辞める気にならない。」「組合を辞められないのは自分の意志じゃないだろう。それは仲間意識や義理人情だけで、自分で会社の方針にまったく反対してやっている訳じゃないだろう。はっきりした意志をもっているなら、後は言う事はないが。」「国労は共産系の幹部が上に立ち、最後には共産系の人しか残らず、共産的になるといわれている。」「このようなことをやっていると、組合からいろいろ抵抗があるだろうが、自分はそんなことは全然怖くはない。覚悟は決めているつもりだ。」「国労組合員の業務中のミスなどは、徹底的に規則に照らし合せて厳しく処分していく。」「このように何回も足を運んできても、望むような結果がでない、それなりに覚悟してもらおう。ばかな頭をもった人には、遠くへ行ってもらって、少し頭を冷やしてもらわなくてはならない。」「会

社の経営方針が合わなければ、辞めて他の会社に行ってもらえない。」「主任室にいるなら、辞めることは簡単だろう。」「組合に残り続けても、長い間に他の組合員といろいろな面で大きな差がついてしまう。」などと発言し、A2が国労から脱退するよう働きかけた。

以上のB6区長、B7区長及びB5助役の申立人組合員らに対する脱退工作は、被申立人及び盛岡支店の国労敵視政策に基づいて行われた組織的な介入行為であり、労働組合法第7条第3号に該当することは明白である。

(2) 被申立人の主張要旨

ア A5に対する発言等

(ア) 昭和62年12月21日、B6区長がA5に電話した時には、A5が東鉄労を脱退し、国労に加入したことを知らないでいたのであり、従って国労からの脱退等勸奨の言葉を述べ得るわけがない。B6区長は、「その頃、元気がなくなってきたという話を聞いたので、どうしたんだということ、引き続き頑張れ。」という趣旨の話をしただけである。

(イ) B7区長は、上記(ア)のB6区長のA5に対する電話後、休憩室で同人と個人面談をし、業務指導上の話をしただけである。

(ウ) B5助役は、昭和63年1月8日当時、A5の盛岡駅営業係転勤を知らず、この時は「地域間異動」の話をしたのであって、国労脱退勸奨の話などはしていない。

(エ) 昭和63年2月10日の午後、A5は、第二電力区主任室の1階倉庫において、C1主任と共に発生品整理、その後データ整理の業務に従事していた。

B7区長は、同日巡回に行った際、C1主任には品種別に整理しなさいと指示したが、A5とは言葉を交わしていない。

イ A4に対する発言等

(ア) B7区長は、昭和62年11月23日、祝日で勤務が休みであったことから、一関市の自宅に居て、午前中一関市内の盛岡靴卸センターとメイクという所で買物をし、午後は家庭菜園の取入れなどの作業をしたのであり、盛岡市で勤務に就いていたA4と会うということはありません。

(イ) 昭和62年12月19日、B5助役は、A4らに対し、設備巡回の注意事項を伝えたおり、「電気だから一生電気にいるという考えではなく、これからは特に営業とか、場合によっては運転とか一人で何役もできるような幅の広い社員が望まれる。」趣旨の話をしただけである。

ウ A3に対する発言

(ア) 昭和62年12月28日の夜、「胡桃」は、B7区長とA3が入ってほぼ満席となり、お互い肩が触れ合うような状態であって、組合員勸

誘の話などできる状態ではなく、当夜の話題は、A3の家族や自動車購入等のことであった。

B7区長は、東鉄労盛岡地方本部副委員長でもあり、勤務時間外、職場外での場所において、国労所属であるA3に対し東鉄労加入を勧誘しても違法不当視されるものではないと思料されるが、上記の「胡桃」の状態から、労働組合の話や脱退勧奨等の話を一切していない。

(イ) 昭和62年12月29日は第二電力区の大掃除であり、B7区長が、昼休みの時間にロッカー室へ物を取りに行った際A3が居り、同人から銀行へ行ってから外出を許可してくれという話があったので、自動車を買う件でのローンかという話をし、ローン返済は大丈夫かと言っただけであり、労金から金を借りれば組合をかわることができる旨の話はしていない。

(ウ) B7区長は、昭和63年1月7日、新年になって初めて、A3とちよつとの時間会ったが、その際、正月ゆっくりしてきたか、家族の皆さんは変りなかったかというような話をしただけであり、組合関係の話はしていない。

エ A2に対する発言

B6区長は、昭和63年1月6日、新年でもあるので、挨拶のため、本区から主任室に行った。その際、A2と個人面談をしたが、仕事の話、増収、提案、各種論文等引き続き実績を上げるように、というような意味の話をしたのであり、申立人主張のような組合関係の話はしていない。

以上、申立人は、B6区長、B7区長及びB5助役に、組合脱退勧奨の言動があり、それは組合に対する支配介入であると主張するが、上記のとおり、これら3名の者は申立人主張のような発言はしていないのであるから、本件申立は棄却されるべきである。

2 当委員会の判断

(1) 会社幹部等の発言

前記第1の2で認定したとおり、会社のB1社長及びB2常務の「一企業一組合というのが望ましい。」「反対派はしゅん別し断固として排除する。」などの発言、また、支店のB3次長の「生首では切らないが、徹底して国労と他組合との差を付けろ。」「ターゲットを決め、徹底してやれ。」「助役全員1人以上の脱落者を決め、書いて出せ。」などの発言にみられるように、会社は、一貫して国労を東鉄労等の他組合と差別し、敵視していたものと認められる。

(2) A5に対する発言等

ア B6区長の発言

昭和62年12月21日のB6区長のA5に対する発言について、申立人は前記第2の1(1)ア(ア)のとおり主張し、被申立人は前記第2の1(2)

ア(ア)のとおり主張するがこの日のB 6 区長のA 5 に対する発言は、前記第 1 の 3 (3)イで認定したとおりであり、これは、A 5 が昭和62 年11月 7 日に国労を脱退して東鉄労に加入したが、同年12月18日国労に再加入したこと、その後、A 5 が、昭和63年 2 月20日盛岡駅の「ジャスター」に異動させられたことなどを併せ考えれば、「お前のようなやつは、この会社ではいらぬ。」「会社を辞めろ。」などの言辞により、国労に復帰して間もないA 5 に対し、国労からの脱退を働きかけたものと解される。

イ B 7 区長の発言

昭和62年12月21日のB 7 区長のA 5 に対する発言について、申立人は前記第 2 の(1)ア(イ)のとおり主張し、被申立人は前記第 2 の 1 (2)ア(イ)のとおり主張するが、この日のB 7 区長のA 5 に対する発言は、前記第 1 の 3 (3)ウで認定したとおりであり、これは、前記アのB 6 区長の電話での国労脱退の働きかけを受けて、「第一の区長が言ったことは本当だ。これから先、国労にいても何にもいいことはない。」などという言辞により、国労からの脱退を働きかけたものと解される。

ウ B 5 助役の発言

昭和63年 1 月 8 日のB 5 助役のA 5 に対する言動について、申立人は前記第 2 の 1 (1)ア(ウ)のとおり主張し、被申立人は前記第 2 の 1 (2)ア(ウ)のとおり主張するが、この日のB 5 助役のA 5 に対する発言は、前記第 1 の 3 (3)エで認定したとおりであり、これは、前記第 1 の 2 (2)イで認定したとおり、昭和63年 1 月 6 日、地域間異動についての打合会において、支店長が「2月 1 日以降、地域間異動のみならず、大々的な人事異動を実施する。」旨述べていたこと、この時期、支店のB 3 次長が、前記第 1 の 2 (2)アで認定したような発言をしていること、さらには同年 1 月18日A 5 が国労を辞める気がないと返事をしたこと、同年 2 月20日盛岡駅に兼務発令され、直営店「ジャスター」に異動させられたこと、などを併せ考えると、「今コマ動かしをしている。」「駅なんかに行ってもいいのか。」などと地域間異動に伴う駅への発令をほのめかし、国労からの脱退を働きかけたものと解される。

エ B 7 区長の行動

申立人は前記第 2 の 1 (1)ア(エ)のとおり、B 7 区長が昭和63年 2 月10 日午後 1 時50分頃、A 5 に対し、「今月20日頃に盛岡駅にこのままだと発令になる予定だ。」などと発言した旨主張し、被申立人は前記第 2 の 1 (2)ア(エ)のとおり、同日B 7 区長はA 5 とは言葉を交わしていない旨主張するが、B 7 区長の当日の午後の行動は、前記第 1 の 3 (3)オで認定したとおりであり、この間、A 5 に対し、申立人主張のような発言をしたとするに足る十分な疎明がなく、申立人の主張は採ることができない。

(3) A 4 に対する発言

ア B 7 区長の発言

申立人は、前記第 2 の 1 (1)イ(ア)のとおり、B 7 区長が、昭和62年11月23日午前10時55分頃、A 4 に対し発言した旨主張し、被申立人は前記第 2 の 1 (2)イ(ア)のとおり B 7 区長は当日一関市におり、この日会えるはずがない旨主張するが、B 7 区長が午前10時55分頃、第二電力区新幹線主任室に立ち寄ったとする申立人の主張には信憑性があると思料され、被申立人の主張は採ることができない。

よって、前記第 1 の 3 (4)イで認定したとおり、この日の B 7 区長の A 4 に対する発言は、A 4 の勤務時間中に職場で行われたものであり、「国労にかわったけれども、また東鉄労に戻る気はないか。」などの言辞により、国労に復帰して日の浅い A 4 に対し、国労からの脱退を働きかけたものと解される。

イ B 5 助役の発言

昭和62年12月19日の B 5 助役の A 4 に対する発言について、申立人は前記第 2 の 1 (1)イ(イ)のとおり主張し、被申立人は前記第 2 の 1 (2)イ(イ)のとおり主張するが、この日の B 5 助役の A 4 に対する発言は、前記第 1 の 3 (4)ウで認定したとおりであり、これは、前記11月23日の B 7 区長の発言、A 4 が同年10月29日国労に再加入した事実、などを併せ考えると、「厳しい目で見ている。」、「戻って、みんなと一緒にやってほしい。」などの言辞により、国労に再加入して日の浅い A 4 に対し、国労からの脱退を働きかけたものと解される。

(4) A 3 に対する B 7 区長の発言

ア 昭和62年12月28日の B 7 区長の A 3 に対する発言について、申立人は前記第 2 の 1 (1)ウ(ア)のとおり主張し、被申立人は前記第 2 の 1 (2)ウ(ア)のとおり主張するが、この日の B 7 区長の A 3 に対する発言は、前記第 1 の 3 (5)イ(ア)で認定したとおりであり、これは、B 7 区長が東鉄労盛岡地方本部副執行委員長であり、当該発言が勤務時間外に職場外でなされたものであるにしても、「君も来春までに考えないなら、青森かどこかに飛ばすつもりだ。」などと述べていることから、同区長は第二電力区長としての立場で、「なぜ国労にいるのか。」、「もう国労はつぶれるだろう。」などの言辞により、国労を脱退するよう働きかけたものと解される。

イ 昭和62年12月29日の B 7 区長の A 3 に対する発言について、申立人は前記第 2 の 1 (1)ウ(イ)のとおり主張し、被申立人は前記第 2 の 1 (2)ウ(イ)のとおり主張するが、この日の B 7 区長の A 3 に対する発言は、前記第 1 の 3 (5)イ(イ)で認定したとおりであり、これは、前記28日の話の延長と考えられ、国労からの脱退を勧める意図のもとになされたものと解される。

ウ 昭和63年1月7日の B 7 区長の発言について、申立人は前記第 2 の 1 (1)ウ(ウ)のとおり主張し、被申立人は前記第 2 の 1 (2)ウ(ウ)のお

り主張するが、この日のB7区長のA3に対する発言は、前記第1の3(5)イ(ウ)で認定したとおりであり、これは、「正月に家で考えてきたか。」と述べていることから明らかなおり、前記ア、イの昭和62年12月28日、29日の発言の続きと考えられ、「せめて今月いっぱい、国労だけは辞めてもらいたい。すぐ、東鉄労に入らなくてもいい、しばらくどこにも入らないで考えてみてもよい。」などの言辞により、国労からの脱退を働きかけたものと解される。

(5) A2に対するB6区長の発言

昭和63年1月6日のB6区長のA2に対する発言について、申立人は前記第2の1(1)エのとおり主張し、被申立人は前記第2の1(2)エのとおり主張するが、この日のB6区長のA2に対する発言は、前記第1の3(6)イで認定したとおりであり、これは、「国労組合員の業務中のミスなどは、徹底的に規則に照らし合わせて、厳しく処分していく。」「ばかな頭をもった人には、遠くへ行ってもらって、少し頭を冷やしてもらわなくてはならない。」などの言辞により、国労からの脱退を働きかけたものと解される。

(6) 結 論

以上のとおり、B6区長、B7区長及びB5助役の国労からの脱退を働きかける発言は、いずれも会社の職制機構の一員としてなされたもので、会社にその責任が帰されるべきものと解するのが相当であり、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると判断する。

3 救済方法について

申立人は、支配介入の禁止並びに陳謝文の手交及び掲示を求めているが、当委員会としては主文の救済をもって足りるものと思料する。

第3 法律の適用

以上の事事認定及び判断に基づき、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

平成元年11月4日

岩手県地方労働委員会
会長 畑山尚三 ㊟